

社会福祉法人府中清心会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人府中清心会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬及び実費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で、役員とは法人の理事及び監事をいう。

(理事会等への出席)

第3条 理事長及び役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員会委員が評議員専任・解任委員会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長及び理事が、理事会出席以外で、法人及び施設の運営のために、法人の委嘱を受けて研修などの業務を行った場合または評議員が、評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、法人の委嘱を受けて研修などの業務を行った場合は別表4により、報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導し、又は監査の業務を行った場合及び法人及び施設の運営のために法人の委嘱を受けて研修などの業務を行った場合は、別表4により、報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表5により、報酬及び旅費を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を原則として支給できる。

(退任慰労金)

第6条 法人の理事又は監事が退任したときは、名誉役員とし、別表6による退任慰労金及び感謝状を支給する。

- 2 退任慰労金の算定に係る在任期間の計算において法人職員を兼務する役員等であった期間は除外する。
- 3 死亡による退任の場合、退任慰労金はその遺族に別表7により支給する。
- 4 第1項の期間の計算において1年に満たない期間は切り捨てる。計算においては、各役職の就任期間ごとに計算し、合算するものとする。

(弔慰金、供花等)

第7条 法人の理事又は監事等が死亡したときは、別表8による弔慰金及び供花を支給する。

- 2 弔慰金の算定に係る在任期間の計算において法人職員を兼務する役員等であった期間は除外する。
- 3 第1項の期間の計算において1年に満たない期間は切り捨てる。計算においては、各役職の就任期間ごとに計算し、合算するものとする。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(支払方法)

第9条 報酬の支払いは、第3条1項及び3項の役員等については、当月末日に締め切り、翌月10日までに指定の金融機関口座に振り込む方法により支払う。

- 2 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。
- 3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

令和2年6月6日 一部改正 令和2年4月1日 施行

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000 円

別表 2

名 称	報 酬
評議員会出席報酬	10,000 円

別表 3

名 称	報 酬
委員会出席報酬	10,000 円

別表 4

名 称	報 酬
役員等業務報酬	10,000 円

別表 5

名 称	報 酬
出張報酬	10,000 円

別表 6

区分	在任期間	報酬
退任慰労金	1～4期以内(2～8年)	2万円相当の物品
	5期以上(9年以上)	5万円相当の物品

別表 7 役員等死亡時退任慰労金受取人順位

順位	受取人	備考
1	配偶者	届出をしていないが、当該者の死亡当時事実婚関係と同様の事情にあった者を含む。
2	子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹	当該者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族。
3	1、2に掲げるもののほか	当該者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。

別表 8

区分	在任期間	
	1～4期以内(2～8年)	5期以上(9年以上)
弔慰金	10,000 円	20,000 円
供花	15,000 円	15,000 円